

農業所得を申告する皆様、ご準備ください！

農業所得申告をするすべての方は、収支計算による所得申告となります。

水稻及び自家用畑を含むすべての農作物について、実際の収入金額から実際の必要経費を差し引く収支計算による農業所得算出方法により申告をしていただいております。

令和3年中の農作物等の販売金額明細や農業に係る各種の領収書等を整理し円滑に所得申告ができるよう、準備をお願いします。

収入（該当科目に金額を記入してください。）

| 収入科目 | 収入の内訳 | 金額 |
|------------|--|----|
| 販売金額 | 本年中に販売した農作物などの金額です。 ※ 販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも、本年中に販売したものは、全て本年分の販売金額になります。 | 円 |
| 家事及び事業消費金額 | 農作物を家事及び事業（雇人費の現物支給など）のために消費した場合に、収穫した時の生産者販売価額により計算します。 | 円 |
| 農産物の棚卸高 | 収穫時の生産者販売価額により計算します。なお、米麦等の穀物以外の農産物で数量がわずかなものについては、棚卸を省略しても差し支えありません。 | 円 |
| 雑□収入 | 受取共済金、出荷奨励金、野菜・鶏卵などの価格差補償金、農作業受託料、小作料、中山間地域等直接支払交付金等の収入金額です。 | 円 |

経費（科目別に領収書等を整理し、その合計金額を該当科目に記入してください。）

| 経費科目 | 経費の内訳 | 金額 |
|---------|---|----|
| 減価償却費 | 農業用資産（建物、農機具、車両など）の減価償却費用です。減価償却額の計算等の詳細は、税務署又は役場住民税務課へおたずねください。 ※ 使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の少額な減価償却資産については、減価償却をしないで使用したときにその取得価額がそのまま経費になります。 ※ 取得価額が10万円以上20万未満の減価償却資産については、減価償却をしない。その使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。 | 円 |
| 雇人費 | 常時雇人・臨時雇人費などの労賃及び賄費です。親族への支払は含まれません。 | 円 |
| 小作料・賃借料 | 小作料及び農地の賃借料です。 (農地以外の土地、農業用建物の賃借料、賃耕料、農機具の賃借料、農業協同組合などの協同施設利用料など) | 円 |
| 貸□倒金 | 売掛金などの貸倒損失。 | 円 |
| 利子割引料 | 借入金の利子や手形の割引料。 | 円 |

| | | |
|---------|---|---|
| 租税公課 | ①税込経理方式による消費税及び地方消費税の納付税額、事業税、固定資産税（農業に係る分）、自動車税（農業に係る分で取得税・重量税を含む）、不動産取得税（農業に係る分）などの税金の納税額。 ②水利費、農業協同組合費など。 ※ 所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の延滞税加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料、交通反則金、区費などは必要経費になりません。 | 円 |
| 種苗費 | 種もみ、苗類などの購入費用。（自給分については収穫した時の価額） | 円 |
| 畜産費 | 子牛、子豚、ひな等の取得費及び種付費。 | 円 |
| 肥料費 | 肥料の購入費用。 | 円 |
| 飼料費 | 飼料の購入費用。 | 円 |
| 農具費 | 使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具の購入費用。 | 円 |
| 農薬衛生費 | 農薬の購入費用や共同防除費。 | 円 |
| 諸材料費 | ビニール、なわ、釘、針金などの諸材料の購入費用。 | 円 |
| 修繕費 | 農機具、農用自動車、農業用建物、施設などの修理に要した費用。 | 円 |
| 動力光熱費 | 農業に係る電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費。 | 円 |
| 作業用衣料費 | 作業衣、ゴム長靴などの購入費用。 | 円 |
| 農業共済掛金 | 水稻、果樹、家畜などに係る共済掛金。 | 円 |
| 荷造運賃手数料 | 出荷の際の包装費用、運賃や出荷（荷受）機関に支払う手数料。 | 円 |
| 土地改良区費 | 土地改良事業の費用や客土費用。 | 円 |
| 雜費 | ① 農業経営上の費用で、他の経費に当てはまらない経費。 ② 中山間地域等直接支払交付金共同取組活動分の経費。 | 円 |
| 作業委託料 | 農作業を委託した場合の支払額（コンバイン作業・粒搗り等の委託） | 円 |

留意事項

- ① 経費科目別に該当する金額のある方は、領収書等を持参してください。
- ② 肉用牛の売却による農業所得の課税特例の適用を受ける申告をされる方は、本人名義の肉用牛売却証明書が必要ですので必ず持参してください。提出のない方は免税牛の適用を受けることができません。
- ③ 「専従者控除」は、生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が本年中に6ヶ月を越える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族（事業専従者）1人につき、860,000円（その事業専従者が配偶者以外の親族である場合には、500,000円）を必要経費とすることができます。（控除金額については所得によって限度額があります。）